

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2018年3月号(J223)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 中台のパネル特許紛争、群創が恵科グループを特許侵害で提訴
- 02 知的財産局 (TIPO) がEUIPOと「台・EU知的財産権の二国間協力に関する覚書」に調印
- 03 知的財産局、2017年「専利」トップ100を公表
- 04 知的財産局、2017年専利・商標出願受理概況を公表
- 05 不動産価格比較サイトに違法性なし、知的裁判所が歐克斯会社に勝訴の判決

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
金門酒廠の商標を侵害、民間酒造メーカーに20万新台湾ドルの賠償命令判決

今月のトピックス

J180227X1

01 中台のパネル特許紛争、群創が恵科グループを特許侵害で提訴

群創光電股份有限公司（Innolux Corporation、以下「群創」）は2018年2月12日、広州知的財産裁判所と寧波市中級人民裁判所に対して、重慶恵科金渝光電科技有限公司（Chongqing HKC Optoelectronics Technology Co.,Ltd.以下「重慶恵科」）、合肥恵科金揚科技有限公司（Hefei HKC Jinyang Technology Co.,Ltd.、以下「合肥恵科」）及びその取次販売店が群創光電の特許権（17件）を侵害したと主張して、特許侵害訴訟を提起した。

群創は次のとおり主張している。重慶恵科は許諾を得ずに群創の特許17件を侵害した液晶パネルを大量に生産、販売して、さらに合肥恵科がHKC等ブランドのテレビ（型番H32L1、H32S2を含む）又はその他ディスプレイを生産するために供給し、上記型番のテレビはすでにオンラインショップや実体の店舗を通じて中国各地で大量に販売された。

群創は恵科（HKC）に対して権利侵害行為を即刻停止し、侵害事件が再発しないようにするとともに、全面的に侵害被疑製品の生産を停止し、関連の在庫品と生産設備を廃棄して、恵科による特許権侵害行為を根絶するよう請求した。（2018年2月）

J180213Y1

02 知的財産局（TIPO）がEUIPOと「台・EU知的財産権の二国間協力に関する覚書」に調印

知的財産局（TIPO）は欧州連合知的財産庁（EUIPO）とともに2018年1月12日「台・EU知的財産権の二国間協力に関する覚書（MOU on bilateral IPR cooperation）」に調印し、双方の知的財産権協力において新しい一頁を開いた。双方は情報ツールの統合、人材育成、専門家会議、最適化された実務の協調等の協力をともに推進していくほか、国際的な知的財産権に関する議題や双方の法規制の変革及び実務運用について意見を交換して、知的財産に関するシステムとサービスを強化していく。

長期にわたってEUはわが国の重要な経済貿易パートナーであり、台湾からEUIPOへの出願件数（2016年商標604件、登録共同体意匠677件）、EUからTIPOへの出願件数（2016年商標3556件、意匠1149件）のいずれに関わらず、近年は安定しており、なかでも意匠に関しては顕著に成長している。この覚書をベースとして、双方は相互の理解と協力をより一層深め、双方の産業発展と出願人に実質的な恩恵をもたらす。今後はTIPOとEUIPOは各種協力を通じて、揺るぎない戦略的パートナーシップを築き、完備された知的財産保護環境をともに作り上げ、出願人により良いサービスを提供していく。（2018年2月）

J180205Y1

03 知的財産局、2017年「専利」トップ100を公表

経済部知的財産局が公表した2017年専利出願及び公告・証書交付統計資料によると、専利（特許、実用新案、意匠を含む）の出願について、台湾法人としては台湾積体電路製造股份有限公司（Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited、以下「台積電」）が937件で連覇し、外国法人としてはアリババが762件で首位に躍り出た。専利の証書交付については、台湾法人として鴻海精密工業股份有限公司（Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.、以下「鴻海」）が756件、外国法人としてインテルが968件でそれぞれ首位を獲得した。

統計によると、台湾法人の専利出願件数番付において、台積電は成長し続けており、2017年には過去最高を記録して、連覇を達成した。鴻海は2017年に485件で財団法人工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute、以下「工研院」）の451件を上回り、2位に返り咲いた。聯發科技股份有限公司（MediaTek Inc.、349件）と研能科技股份有限公司（Microjet Technology Co., Ltd.、251件）はそれぞれ前年の約7倍、2.5倍にまで増えて、いずれもトップ10入りを果たしている。また、遠東科技大学（Far East University、205件）は唯一トップ10に入った大学となった。外国法人の専利出願件数番付においては、アリババが762件（前年の

7倍近くに成長)で初のトップ10入りのみならず一挙に首位を獲得しており、台湾市場における布陣固めを積極的に行っていることがうかがわれる。クアルコムは604件で2位、アプライドマテリアルズは493件(前年比48%増)で3位となった。さらに7位に入った広東のオッポ(OPPO)は323件で、前年の12倍近くに成長し、初のトップ10入りを果たした。

知的財産局は2017年「専利」トップ100番付の内容を分析した結果、わが国の研究開発の主な原動力は企業であり、出願案件は特許に集中しており、その年成長率は24%に達しているほか、実用新案も21%成長していると指摘した。(2018年2月)

J180205Y1

J180205Y2

04 知的財産局、2017年専利・商標出願受理概況を公表

知的財産局が公表した2017年専利・商標出願受理概況によると、専利(特許、実用新案、意匠)の出願受理件数は7万3791件に上り、年成長率は2%、とくに特許は5%に達したという。また商標の登録出願受理件数は8万3802件に上り、ここ5年間の最高水準に達している。

さらに専利出願件数を出願人国籍別にみると、2017年台湾人は4万835件、外国人は3万2956件で、いずれも前年(2016年)比で小幅成長となった。台湾人による専利出願のうち、特許が1万8199件で成長が最も速く、年成長率は8%であった。外国人による特許出願は2万7923件、実用新案登録出願は1206件で、いずれも4%成長しており、意匠登録出願は3827件に達した。さらに国(地域)別にみると、外国人の中でも日本が引き続き最も多く、専利の出願件数は1万3850件であった。2位と3位はそれぞれ米国(7312件)と中国(2674件)となっている。

商標登録出願を出願人国籍別にみると、2017年台湾人は6万1215件、外国人は2万2587件で、それぞれ前年(2016年)比で6%、4%成長している。また、国(地域)別にみると、中国の出願件数が4830件で年成長率は13%に達し、件数、成長率ともに首位を占めた。日本は3892件で年成長率は6%となり、米国(3684件)を上回り2位に躍り出た。商標出願件数トップ5の国(地域)のうち、4つの国(地域)がアジアで占められ、台湾で積極的に布陣固めを行っていることがうかがわれる。

知的財産局は多くの加速審査措置を実施して、審査期間を管理しているほか、海外の特許庁と特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムに関する協力覚書を新たに調印しており、案件処理期間はここ5年近くで最短の水準に達している。特許は出願からファーストアクション(FA)までの平均期間が9カ月以内に短縮されているほか、商標についてはわずか5カ月となっており、審査順番待ち案件数はそれぞれ4.4万件、4.6万件にまで減っている。(2018年2月)

J180208Y2

J180208Y4

05 不動産価格比較サイトに違法性なし、知的裁判所が歐克斯会社に勝訴の判決

欧克斯科技股份有限公司(Oaks Technology corporation、以下「欧克斯公司」)が立ち上げた不動産物件価格比較サイト「屋比-超省房屋比價」と「屋比-超省房屋比價APP」は共有経済(シェアリングエコノミー)の概念をもって「価格比較機能」と「ディーラー呼び出し」等のサービスを提供していた。2017年に永慶房屋(Yung Ching Rehouse)、信義房屋(Sinyi Realty)、住商不動産(H&B Business group)、中信房屋(Chinatrust Real Estate)、21世紀(Century 21)等の不動産仲介業者大手10社がこのサイトのサービス形態がすでに不動産仲介業者の権益に影響を与えており、欧克斯会社が公平交易法(訳註:独占禁止法、不正競争防止法に相当)、商標法等に違反しているとして、共同訴訟を提起していた。先日、知的財産裁判所は欧克斯公司勝訴の判決を下した。

判決書は以下のように指摘している。サイト「屋比-超省房屋比價」及び「屋比-超省房屋比價APP」は欧克斯会社が人力と資材を投じて丁寧にデザインしたシステムであり、不動産仲介業者大手10社のサイトにおける公開資料を検索することにより、利用者が設定条件を入力すると大手10社のサイトにハイパーリンクして、サイトに公開されている関連の物件情報を入力することができる。利用者に経済的観点からリーズナブルな選択をさせることができ、通常のサーチエンジンの機能と変わるところはない。

両プラットフォームのサイトには「屋比」の2文字と図案のトレードドレスがあり、大手10社のサイト名や図案とは明らかに異なり、区別するには十分であり、積極的な欺瞞又は消極的な重要取引情報の隠匿はなく、誤解を招く欺瞞行為はない。さらに両プラットフォームのサイトには大手10社の商標に対して楕円形の黒枠の中に単純な楷書の文字で、例えば「21世紀」、「信義房屋」、「永慶房屋」のように表示しており、さらに上記文字の後ろには「前に進む」の意味を持つ「>」の矢印の符号が加えられており、クリックするとその会社のサイトに直接入ることができる。これは合理的な使用であり、消費者に誤認混同をもたらすことはない。(2018年2月)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 金門酒廠の商標を侵害、民間酒造メーカーに20万新台湾ドルの賠償命令判決

■ ハイライト

「金門高粱酒」のメーカーとして名高い金門酒廠実業股份有限公司（Kinmen Kaoliang Liquor Inc.、以下「金門酒廠」）は、金門浯江酒廠実業股份有限公司（以下「金門浯江酒廠」）がそれが製造する「金門53°高粱酒」に金門酒廠の登録商標に類似する「金門及び金門島嶼図」を使用し、合計100万人民元（約443万新台湾ドル）の利益を得て、「金門高粱酒」等の商標権を侵害したとして提訴し、金門浯江酒廠に165万新台湾ドルの賠償金を請求していた。知的財産裁判所は先日、金門浯江酒廠に対して、金門酒廠に20万新台湾ドルの賠償金を支払うよう命じる判決を下した。本件はさらに上訴できる。

裁判官は、「金門」はすでに消費者が高粱酒（コーリャン酒）を区別するときの依拠となっており、その他の中国語や図形との組合せの有無を問わず、識別性をすでに有していると認めた。しかしながら、「金門53°高粱酒」のボトルラベルの図案全体は金門高粱酒と大きく異なるため、裁判官は本件の権利侵害の情状と主観的な悪質性は重大ではなく、金門酒廠が請求している賠償金165万新台湾ドルは高すぎ、20万新台湾ドルが妥当であるとの判決を下した。（自由時報2017年4月8日）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】105年度民商訴字第24号

【裁判期日】2017年3月31日

【裁判事由】商標権侵害行為排除等

原告 金門酒廠実業股份有限公司
法定代理人 黄○舜
被告 金門浯江酒廠実業股份有限公司
兼法定代理人 陳○怡
被告 陳○賜

上記当事者間における商標権侵害排除等事件について、当裁判所は2017年2月22日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する：

主文

- 一. 被告は中華民國登録第00978354、00774758、00844985号商標と同一又はそれに類似する図案を酒類の商品及び酒類の役務、商品の包装、看板、サイト、広告又はその他の表徴（トレードドレス）に使用してはならない。
- 二. 被告は連帯で20万新台湾ドル及びこれに対する2016年6月18日から支払い済みまで年

- 5分による金員を支払え。
三.原告の余の訴えを棄却する。
四.訴訟費用は被告が連帯で十分の八を負担し、その余を原告の負担とする。

一 事実及び理由

(一) 原告の主張：

原告は係争商標一、二、三の商標権者であり（商標図案は本判決添付図一～三の通り）、係争商標はすでに著名商標と認定されている。被告陳○怡は被告金門浯江酒廠実業股份有限公司（以下「金門浯江酒廠」）の名義上の代表者であり、被告陳○賜は実質上の代表者であり、それら2名は原告が係争商標の商標権者であることを知りながら、被告金門浯江酒廠が製造、販売する「金門53°高粱酒」（以下「係争商品」）に原告の係争商標と同一又はそれに類似する「金門及び金門島嶼図」を使用して利得を上げた。よって係争和解契約第2条、商標法第68条第1、3号、第70条第1、3号、第69条第1、3項、民法第185条、第28条、公司法（訳注：会社法に相当）第23条第2項、公平交易法（訳注：不正競争防止法、独占禁止法に相当）第30条、第31条、改正前公平交易法第20条第1項第1号により本件訴訟を提起する。

請求：1.被告らは係争商標一、二、三と同一又はそれに類似する図案を酒類の商品及び酒類の役務、商品の包装、看板、サイト、広告又はその他の表徴（トレードドレス）に使用してはならない。2.被告らは連帯で165万新台幣ドル及びこれに対する起訴状送達翌日から支払い済みまで年5分による金員を支払え。3.訴訟費用は被告の連帯負担とする。

(二) 被告の答弁：

請求：1.原告の訴えを棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。

二 心証を得た理由

(一) 係争商標に識別性はあるのか。商標法第29条第1項第1号に定める登録できない事由があるのか。

調べたところ、係争商標一は「金門」という中国語で構成され、係争商標二は枠の中に「金門」という中国語と「KIN-MEN」という外国語で構成され、係争商標三は「金門島嶼図」と「KINMEN」という外国語で構成されている。三件の係争商標に含まれる「金門」という中国語又は外国語及び「金門島嶼図」は原告が製造する酒類の商品の地名であるが、原告が1952年に金門で創業してすぐに各種酒類である「高粱酒（コーリャン酒）」を製造し、すでに50年という長い歴史を有する。年間に製造される各種酒は1千万本を上回り、国内以外に欧米各地で販売されている。それが製造する高粱酒は品質に優れ、多くの消費者から称賛され、「金門」は高粱酒という商品を区別する依拠として消費者に用いられ、関連する事業者又は消費者に広く認知され著名となっており、使用による識別性を有する。

(二) 係争商標は商標法第63条第1項第2号の撤回(取消)事由を有するのか。

原告の商品である高粱酒の多くには「金門高粱酒」、又はそれに外国語「KINMEN KAOLIANG LIQUOR」や「金門島嶼図」を加えたものが表示されており、多くの店舗又はオンラインショップにはいずれも原告の商品表示がみられ、かつ高粱酒は酒類の通称名であり、原告は「金門高粱酒」の文字商標を登録した際に「高粱酒、KINMEN KAOLIANG LIQUOR」については専用権放棄声明(ディスクレーム)を行っている。よって原告が「金門高粱酒」又は「金門 KIN-MEN 高粱酒」を商標として表示する酒はすべて係争商標を使用した事実があると認められ、同一性の範囲を超えるものではない。

(三) 係争商品における「金門島嶼図」と「金門」という文字の使用は商標の使用に該当するのか。商標法第36条第1項第1号の他人の商標権の効力に拘束されない事情に該当するのか。

被告は「金門島嶼図」及び「金門」という中国語は係争商品が金門で製造されたことを表示するもので、商標の使用ではない云々と述べている。ただし調べたところ、一般商品の表示方法を参酌すると、商品の原産地は通常商品包装の下方又は裏側のような目立たない箇所に表示されており、商品の原材料、産地、製造者及び販売者の名称及び所在地等の情報とともに列記

され、商品又は包装箱の正面中央には表示されない。係争商品の包装箱側面には原産地が「台湾省金門県」ではなく「台湾」と記載されており、さらに原産地の表示以外に包装箱の正面中央に「金門島嶼図」の中に「金門」という中国語を含む方法で商品原産地を表示する必要があるのか。係争商品の包装箱正面にある「〇〇」の字体は「金門島嶼図」及び「金門」よりも小さく、「金門島嶼図」には「金門」という中国語が含まれ、外包装の正面中央という最も目立つ箇所に表示され、「53° 高粱酒」とともにいずれも黄色い文字であり、消費者が一見したときの印象は、「金門島嶼図」と「金門」、「53° 高粱酒」に注意がひきつけられ、「金門島嶼図」、「金門」及び「53° 高粱酒」の三者を結び付けようとする意図が明らかにある。全体的にみると、一般的な産地説明の表示方法とは異なり、被告が取引習慣に合う信義誠実の方法で係争商標を使用したとはいえない。

係争商品の包装箱に表示される「〇〇」、「CST 〇〇廈門集團」の文字、又はボトルのラベルの「ヘルメットを被った人物像デザイン図」はたとえ出所を示す機能があったとしても、これによって包装箱の「金門」及び「金門島嶼図」を排除するものではなく、それらも出所を示す機能を有しており、さらに訴外人〇〇公司是タイヤメーカーであり、関連する消費者は同社がプレゼントする高粱酒が他の醸造メーカーによって製造されたことを推知することができ、係争商品の包装箱に「〇〇」、「CST 〇〇廈門集團」以外に、係争商標と同一又はそれに類似する「金門島嶼図」の中に「金門」という中国語を含むものを表示したことは、関連する消費者に原告の著名な「金門」又は「金門高粱酒」シリーズ商標を連想させるには十分であり、よって「金門島嶼図」の中に「金門」という中国語を含む図案は、商品の出所を表彰する機能を有し、被告の弁解は採用できない。

(四) 商標の使用であるならば、商標法第 68 条第 1 号、第 3 号及び商標法第 70 条第 1 号、第 3 号に該当するのか。

調べたところ、係争商標一は「金門」という中国語で構成され、係争商標二は「金門」という中国語と「KIN-MEN」という外国語が上下に配列されて構成され、係争商標三は「金門島嶼図」の中に「KINMEN」という外国語が配置されて構成されている。係争商品の包装箱に使用されている「金門島嶼図」の中に「金門」という中国語がある図案は、係争商標一、二の「金門」及び係争商標三の「金門島嶼図」を組み合わせて構成されたもので、全体的にみると、係争商品の上記図案と係争商標一、二、三とは一見したときの印象が極めて似ており、かつ同一の商品である高粱酒に使用されているため、関連する消費者に両者の商品は同一の出所からのものであると誤認させる、又は両者の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させるおそれがあり、商標法第 68 条第 3 号の商標権侵害行為に該当する。

被告の行為はさらに商標法第 70 条第 1 号、第 3 号に規定される商標権侵害行為が成立している云々と原告は主張しているが、商標法第 70 条は商標権侵害とみなす行為であり、同法第 68 条の商標権侵害行為がすでに成立している場合、同法第 70 条が成立する余地はなく、原告の主張は採用できない。

(五) 被告による係争商品における「金門島嶼図」及び「金門」という文字の使用は改正前公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号に違反しているのか。

係争商品が押収された時点にはすでに公平交易法の改正が施行されており、かつ原告は 2015 年 2 月 6 日に公平交易法の改正が施行される以前に係争商品が生産されていたことについて挙証して証明しておらず、被告による係争商品における「金門島嶼図」及び「金門」という文字の使用は改正前の公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号規定に違反しているとする原告の主張に根拠はない。

(六) 原告が被告に係争商標を使用しないように請求することに理由はあるのか。

被告らによる係争商品における「金門島嶼図」及び「金門」という文字の使用は原告の係争商標一、二、三の商標権を侵害していることは前述のとおりである。さらに「商品」と「役務」が合流するという現今のビジネスモデルの動向を斟酌すると、「酒類商品」と「酒類役務」は類似を構成していると認めるべきであり、それにより現今のビジネス経営の実務に合わせるこ

とができる。したがって原告が商標法第 69 条第 1 項により被告に係争商標一、二、三と同一又はそれに類似する図案を酒類の商品及び酒類の役務、商品の包装、看板、サイト、広告又はその他の表徴（トレードドレス）に使用してはならないと請求することには理由がある。

（七）原告が被告に連帯で損害賠償を行うよう請求することに理由はあるのか。いかほどの賠償額を請求することができるのか。

「商標権者が損害賠償を請求するときは、次の各号に掲げる一を選択してその損害を計算することができる：三、押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 1500 倍以下の金額を損害額とする。但し、押収した商品が 1500 点を超えるときは、その総額で賠償額を定める。」「前項の賠償額が明らかに相当しないときは、裁判所がこれを斟酌して減額することができる」と商標法第 71 条第 1 項第 3 号、第 2 項に定められている。当裁判所は、係争商品は被告金門浯江酒廠公司在他人からの注文で生産したものであり、係争商品の包装箱及びボトルのラベルはいずれも購入者が提供したもので、さらに係争商品の包装箱及びボトルのラベルには訴外人の「〇〇」、「CST 〇〇廈門集團」という文字並びに「ヘルメットを被った人物像デザイン図」、並びに「生産者：金門浯江酒廠實業股份有限公司」及び所在地の記載があり、包装箱の正面及び側面の中央にある「金門島嶼図」及び「金門」の図案は係争商標に類似しており、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるものの、ボトルラベルの図案全体の表現が原告の生産する高粱酒とは大きく異なる等の事情を斟酌して、本件の権利侵害の情状及び主観的な悪質性は重大ではなく、原告が請求している賠償金 165 万新台湾ドルは高すぎるため、20 万新台湾ドルまで減額するのが妥当だと認める。

（八）以上の次第で、原告は商標法第 69 条第 1、3 項、民法第 185 条、第 28 条、公司法第 23 条第 2 項規定により、被告は係争商標一、二、三と同一又はそれに類似する図案を酒類の商品及び酒類の役務、商品の包装、看板、サイト、広告又はその他の表徴（トレードドレス）に使用しないよう請求し、被告等が連帯で 20 万新台湾ドル及びこれに対する 2016 年 6 月 18 日から支払い済みまで年 5 分による金員を支払うよう請求する範囲においては理由があり、許可すべきである。この範囲を超える請求には理由がなく、棄却すべきである。

2017 年 3 月 31 日

知的財産裁判所第二法廷裁判官 彭洪英

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.